

平成六年国家公安委員会規則第一号

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則

道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第三十三条の六第一項第一号口及び第二項第一号口の規定に基づき、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則を次のように定める。

(指定の基準等)

第一条 道路交通法施行令(以下この条及び次条において「令」という。)第三十三条の五の三第一項第一号ハ、第二項第一号ハ又は第四項第一号ハの規定による指定は、道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下この条、次条及び第八十八条において「法」という。)第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所(以下「届出自動車教習所」という。)が運転免許(以下「免許」という。)を受けようとする者に対し行う教習の課程(法第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所が当該指定に係る免許を受けようとする者に対し行う教習の課程を除く。)について、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行うものとする。

2 令第三十三条の五の三第一項第一号ハの規定による指定の基準(大型自動車免許(以下「大型免許」という。))に係る教習の課程(以下「教習課程(大型)」という。)に係るものに限る。)は、次に掲げるとおりとする。

一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの(大型自動車を運転することができ免許(仮運転免許(以下「仮免許」という。))を除く。)を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。)に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。)により行われるものであること。

イ 大型免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者(大型免許に係る者に限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程(自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。)で大型免許に係るものを修了した者であつて、次のいずれにも該当しないもの

(1) 二十一歳未満の者

(2) 過去三年以内に法第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書若しくは修了証明書又は第五条に規定する終了証明書の発行に關し不正な行為をした者

(3) 法第一百七十七条の二の二第一項第九号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

(4) 自動車及び原動機付自転車の運転に關し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に關する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪(法第一百七十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

(5) 法第九十九条の三第五項において準用する法第九十九条の二第五項第二号又は第三号に該当して法第九十九条の三第五項において準用する法第九十九条の二第五項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 教習課程(大型)に係る教習を行うために必要な数の大型自動車(専ら貨物を運搬する構造の自動車(以下「貨物自動車」という。))に限る。以下この項において同じ。)、中型自動車(貨物自動車に限る。以下この項及び次項において同じ。)、準中型自動車(貨物自動車に限る。以下同じ。))若しくは普通自動車(これらの自動車のうち、大型免許に係る届出自動車

車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができ装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。))又は道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号。次号において「府令」という。)第三十三条第五項第一号ホの運転シミュレーター(以下「運転シミュレーター」という。))

ロ イに掲げるもののほか、教習課程(大型)に係る教習を行うために必要な建物その他の設備

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に同じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄(教習事項の区分)	第二欄(教習方法)	第三欄(教習時間)
貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能	大型自動車又は運転シミュレーターを用い、大型自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。	二時限以上
貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能	大型自動車又は運転シミュレーターを用い、大型自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に於いた貨物自動車の安全な運転に必要な技能	一 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車をを用いる場合にあつては、凍結の状態にある路面での走行に係る教習(以下「凍結路面教習」という。)を行うことができる設備を併せ用いて行うこと(教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結路面教習を行うことができる)と認められる場合を除く。 二 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあつては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。	三時限以上
気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識	一 教本、府令第三十三条第五項第二号二の模擬人体装置(以下「模擬人体装置」という。)、視聴覚教材等必要な教材を用い、	三時限以上

<p>備考</p> <p>一 この表において、教習時間は、一教習時間につき五十分とする。</p> <p>二 教習は、大型自動車仮免許を現に受けている者に対し行うものとする。</p> <p>三 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。</p> <p>四 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、大型自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。</p> <p>五 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行に係る教習を除いたものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。</p> <p>六 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部として行う荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に係る教習（次項において「荷重教習」という。）については、中型自動車又は準中型自動車を用いて行うことができる。</p> <p>七 夜間における貨物自動車の安全な運転に係る教習については、夜間における道路での教習が困難と認められる場合には、日没時に近接した時間に届出自動車教習所のコースその他の設備において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。</p> <p>八 夜間における貨物自動車の安全な運転に係る教習の一部であつて、夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを体験すること（以下「眩惑等体験」という。）によるものについては、大型自動車及び運転シミュレーターを用いず、又は大型自動車を用いて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。</p> <p>九 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。</p> <p>十 現に普通自動車免許（以下「普通免許」という。）、大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）、若しくは普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）を受けている者又は令第三十三条の五の三第一項第二号二若しくはホに該当する者に対しては、</p>	<p>届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。</p> <p>二 大型免許に係る届出自動車教習所指導員（都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る。）が行うこと。</p> <p>三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。</p>	
---	--	--

<p>3</p> <p>令第三十三条の五の三第一項第一号ハの規定による指定の基準（中型自動車免許（以下「中型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（中型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるのとおりとする。</p> <p>一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「中型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。</p> <p>イ 中型免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者</p> <p>ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（中型免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型免許に係るものを修了した者であつて、前項第一号ロ（一）から（五）までのいずれにも該当しないもの</p> <p>二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。</p> <p>イ 教習課程（中型）に係る教習を行うために必要な数の中型自動車、準中型自動車若しくは普通自動車（これらの自動車のうち、中型免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。）又は運転シミュレーター</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、教習課程（中型）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備</p> <p>三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。</p>	<p>第一欄（教習事項の区分）</p> <p>貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能</p> <p>貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な知識</p> <p>夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能</p> <p>路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能</p>	<p>第二欄（教習方法）</p> <p>中型自動車又は運転シミュレーターを用い、中型自動車をを用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。</p> <p>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。</p> <p>中型自動車又は運転シミュレーターを用い、中型自動車をを用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。</p> <p>一 中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあつては、凍結路面教習を行うことができる設備を併せて行うこと（教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても</p>	<p>第三欄（教習時間）</p> <p>二時限以上</p> <p>一時限以上</p> <p>一時限以上</p>
--	---	--	---

<p>備考</p> <p>一 この表において、教習時間は、一教習時間につき五十分とする。</p> <p>二 教習は、大型自動車仮免許又は中型自動車仮免許を現に受けている者に対し行うものとする。</p> <p>三 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。</p> <p>四 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、中型自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。</p> <p>五 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を除いたものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。</p> <p>六 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部として行う荷重教習については、準中型自動車を用いて行うことができる。</p> <p>七 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習については、夜間における道路での教習が困難と認められる場合には、日没時に近接した時間に届出自動車教習所のコースその他の設備において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。</p> <p>八 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部であつて、眩惑等体験によるものについては、中型自動車及び運転シミュレーターを用いず、又は中型自動車を用いて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。</p> <p>九 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。</p>	<p>凍結路面教習を行うことができる」と認められる場合を除く。）。</p> <p>二 中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあっては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。</p> <p>一 教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。</p> <p>二 中型免許に係る届出自動車教習所指導員（公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る。）が行うこと。</p> <p>三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。</p> <p>三時限以上</p>	<p>凍結路面教習を行うことができる」と認められる場合を除く。）。</p> <p>二 中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあっては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>
---	--	--

<p>普通乗用自動車（普通自動車のうち、貨物自動車を除いたものをいう。以下この表において同じ。）の運転に係る危険の予測その他の普通乗用自動車の安全な運転に必要な技能</p>	<p>普通乗用自動車又は運転シミュレーターを用い、普通乗用自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと、交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習については、普通乗用自動車を</p>	<p>一時限以上</p>	<p>十 現に普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者又は令第三十三条の五の三第一項第二号二若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。</p> <p>令第三十三条の五の三第一項第一号ハの規定による指定の基準（準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（準中型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（準中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「準中型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。</p> <p>イ 準中型免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者</p> <p>ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（準中型免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で準中型免許に係るものを修了した者であつて、第二項第一号ロ（一）から（五）までのいずれにも該当しないもの</p> <p>二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。</p> <p>イ 教習課程（準中型）に係る教習を行うために必要な数の準中型自動車若しくは普通自動車（これらの自動車のうち、準中型免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができ装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。）又は運転シミュレーター</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、教習課程（準中型）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備</p> <p>三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に同じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。</p>
<p>第一欄（教習事項の区分）</p> <p>貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能</p>	<p>第二欄（教習方法）</p> <p>準中型自動車又は運転シミュレーターを用い、準中型自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。ただし、交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習については、準中型自動車を用い、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。</p>	<p>第三欄（教習時間）</p> <p>二時限以上</p>	<p>四</p> <p>令第三十三条の五の三第一項第一号ハの規定による指定の基準（準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（準中型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（準中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「準中型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。</p> <p>イ 準中型免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者</p> <p>ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（準中型免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で準中型免許に係るものを修了した者であつて、第二項第一号ロ（一）から（五）までのいずれにも該当しないもの</p> <p>二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。</p> <p>イ 教習課程（準中型）に係る教習を行うために必要な数の準中型自動車若しくは普通自動車（これらの自動車のうち、準中型免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができ装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。）又は運転シミュレーター</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、教習課程（準中型）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備</p> <p>三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に同じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。</p>

<p>備考 一 この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。</p>	<p>貨物自動車及び普通乗用自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車及び普通乗用自動車の安全な運転に必要な知識 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能</p>	<p>高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）における普通自動車の安全な運転に必要な技能 高速自動車国道等における普通自動車の安全な運転に必要な知識 気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識</p>	<p>普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合であつては高速自動車国道等において、運転シミュレーターを用いる場合であつては届出自動車教習所の建物において行うこと。 普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合であつては高速自動車国道等において、運転シミュレーターを用いる場合であつては届出自動車教習所の建物において行うこと。 二 準中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあつては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。 三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。</p>	<p>一 時限以上 二 時限以上 三 時限以上</p>	<p>用い、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。 教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>
---	--	---	---	-------------------------------------	---

5

<p>令第三十三條の五の三第一項第一号ハの規定による指定の基準（普通免許に係る教習の課程（以下「教習課程（普通）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（普通自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に 二 教習は、大型自動車仮免許、中型自動車仮免許又は準中型自動車仮免許を現に受けている者に対し行うものとする。 三 現に普通免許を受けている者に対しては、普通乗用自動車の運転に係る危険の予測その他の普通乗用自動車の安全な運転に必要な技能、貨物自動車及び普通乗用自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車及び普通乗用自動車の安全な運転に必要な知識（普通乗用自動車に係るものに限る。）、高速自動車国道等における普通自動車の安全な運転に必要な技能並びに高速自動車国道等における普通自動車の安全な運転に必要な知識に係る教習を行わないこととする。 四 現に普通免許を受けている者に対する教習のうち、貨物自動車及び普通乗用自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車及び普通乗用自動車の安全な運転に必要な知識（貨物自動車に係るものに限る。）に係る教習の教習時間は一時限以上とする。 五 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。 六 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、準中型自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。 七 普通乗用自動車の運転に係る危険の予測その他の普通乗用自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、普通乗用自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。 八 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を除いたものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。 九 夜間における貨物自動車の安全な運転に係る教習については、夜間における道路での教習が困難と認められる場合には、日没時に近接した時間に届出自動車教習所のコースその他の設備において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。 十 夜間における貨物自動車の安全な運転に係る教習の一部であつて、眩惑等体験によるものについては、準中型自動車及び運転シミュレーターを用いず、又は準中型自動車を用いて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。 十一 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、準中型自動車又は普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。 十二 現に普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者又は令第三十三條の五の三第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。</p>
--	---

受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「普通免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。

イ 普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（普通免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通免許に係るものを修了した者であつて、第二項第一号ロ（一）から（五）までのいずれにも該当しないもの

二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 教習課程（普通）に係る教習を行うために必要な数の普通自動車（普通免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたもの）に限る。以下この項において同じ。）又は運転シミュレーター

ロ イに掲げるもののほか、教習課程（普通）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄 (教習事項の区分)	第二欄 (教習方法)	第三欄 (教習時間)
普通自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能	普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車をを用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。ただし、交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習については、普通自動車をを用い、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。	一時限以上
普通自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
高速自動車国道等における普通自動車の安全な運転に必要な知識	普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車をを用いる場合にあつては高速自動車国道等において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
高速自動車国道等における普通自動車の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識	一 教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 二 普通免許に係る届出自動車教習所指導員（公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る。）が行うこと。 三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。	三時限以上

備考

6

一 この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。

二 教習は、仮免許を現に受けている者に対し行うものとする。

三 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物に行つたのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。

四 普通自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、普通自動車をを用いて行うものと併せて行うものとする。

五 現に大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者又は合第三十三条の五の三第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。

令第三十三条の五の三第二項第一号ハの規定による指定の基準（大型二輪免許に係る教習の課程（以下「教習課程（大自二）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型二輪免許を受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型二輪免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。

イ 大型二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（大型二輪免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型二輪免許に係るものを修了した者であつて、第二項第一号ロ（一）から（五）までのいずれにも該当しないもの

二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 教習課程（大自二）に係る教習を行うために必要な数の大型自動二輪車及び運転シミュレーター

ロ おおむね長円形で、五十メートル以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース

ハ おおむね直線で、周回コースと連絡し、コースが相互に十字形に交差する幹線コース

ニ イからハまでに掲げるもののほか、教習課程（大自二）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄 (教習事項の区分)	第二欄 (教習方法)	第三欄 (教習時間)
大型自動二輪車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能	大型自動二輪車及び運転シミュレーターを用い、大型自動二輪車を用いる場合にあつては届出自動車教習所のコースにおいて、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。	二時限以上
大型自動二輪車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上

<p>第一欄 (講習事項の区分) 普通自動二輪車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能</p>	<p>第二欄 (講習方法) 普通自動二輪車及び運転シミュレーターを用い、普通自動二輪車を用いる場合において、普通自動二輪車講習所のコースにおいて、運転シミュレーターを用いる場合においては、普通自動二輪車講習所の建物において行うこと。</p>	<p>第三欄 (講習時間) 二時限以上</p>	<p>気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識</p> <p>一 教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車講習所の建物その他の設備において行うこと。 二 大型二輪免許に係る届出自動車講習所指導員(公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る。)が行うこと。 三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。</p> <p>三時限以上</p>
<p>備考</p> <p>一 この表において、講習時間は、一 講習時間につき五十分とする。 二 運転シミュレーターによる講習は、届出自動車講習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車講習所の建物において行ったのと同等の講習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車講習所の建物以外の設備において行うことができる。 三 現に普通自動車を運転することができない免許を受けている者又は令第三十三条の五の三第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る講習を行わないことができる。</p> <p>7 令第三十三条の五の三第二項第一号ハの規定による指定の基準(普通二輪免許に係る講習の課程(以下「講習課程(普自二)」という。)に限る。)は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 届出自動車講習所において自動車の運転に関する技能及び知識の講習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの(大型二輪免許又は普通二輪免許を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。))に限る。以下「普通二輪免許に係る届出自動車講習所指導員」という。)により行われるものであること。 イ 普通二輪免許に係る講習指導員資格者証の交付を受けた者 ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者(普通二輪免許に係る者に限る。)(又は届出自動車講習所指導員研修課程で普通二輪免許に係るものを修了した者であつて、第二項第一号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの) 二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。 イ 講習課程(普自二)に係る講習を行うために必要な数の普通自動二輪車及び運転シミュレーター ロ おおむね長円形で、五十メートル以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース ハ おおむね直線で、周回コースと連絡し、コースが相互に十字形に交差する幹線コース ニ イからハまでに掲げるもののほか、講習課程(普自二)に係る講習を行うために必要な建物その他の設備</p> <p>三 次の表の第一欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる講習方法により、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる講習時間行われるものであること。</p>			

<p>第一欄 (講習事項の区分) 普通自動二輪車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識</p>	<p>第二欄 (講習方法) 普通自動二輪車及び運転シミュレーターを用い、普通自動二輪車を用いる場合において、普通自動二輪車講習所のコースにおいて、運転シミュレーターを用いる場合においては、普通自動二輪車講習所の建物において行うこと。</p>	<p>第三欄 (講習時間) 二時限以上</p>	<p>普通自動二輪車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識及び普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識</p> <p>一 教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車講習所の建物その他の設備において行うこと。 二 普通二輪免許に係る届出自動車講習所指導員(公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る。)が行うこと。 三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。</p> <p>三時限以上</p>
<p>備考</p> <p>一 この表において、講習時間は、一 講習時間につき五十分とする。 二 運転シミュレーターによる講習は、届出自動車講習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車講習所の建物において行ったのと同等の講習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車講習所の建物以外の設備において行うことができる。 三 現に普通自動車を運転することができない免許を受けている者又は令第三十三条の五の三第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る講習を行わないことができる。</p> <p>8 令第三十三条の五の三第四項第一号ハの規定による指定の基準(大型自動車第一種免許(以下「大型第一種免許」という。))に係る講習の課程(以下「講習課程(大型二種)」という。)に係るものに限る。は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 届出自動車講習所において自動車の運転に関する技能及び知識の講習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの(大型第二種免許を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。))に限る。以下「大型第二種免許に係る届出自動車講習所指導員」という。)により行われるものであること。 イ 大型第二種免許に係る講習指導員資格者証の交付を受けた者 ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者(大型第二種免許に係る者に限る。)(又は届出自動車講習所指導員研修課程で大型第二種免許に係るものを修了した者であつて、第二項第一号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの) 二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。 イ 講習課程(大型二種)に係る講習を行うために必要な数の乗車定員三十人以上のバス型の大形自動車(以下この項において「バス型の大形自動車」という。)、乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車(以下「バス型の中型自動車」という。)(若しくは普通自動車(これらの自動車のうち、大型第二種免許に係る届出自動車講習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項において「同じ。))又は運転シミュレーター ロ イに掲げるもののほか、講習課程(大型二種)に係る講習を行うために必要な建物その他の設備</p> <p>三 次の表の第一欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる講習方法により、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる講習時間行われるものであること。</p>			

(教習事項の区分)	(教習方法)	(教習時間)
<p>旅客自動車運転に係る危険の予測その他の旅客自動車に必要運転に必要な技能</p>	<p>バス型の大型自動車又は運転シミュレーターを用い、バス型の大型自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。</p> <p>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>	<p>一時限以上</p>
<p>夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能</p>	<p>バス型の大型自動車又は運転シミュレーターを用い、バス型の大型自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>	<p>一時限以上</p>
<p>路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能</p>	<p>一 バス型の大型自動車、バス型の中型自動車、普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、バス型の大型自動車、バス型の中型自動車又は普通自動車をを用いる場合にあっては、凍結路面教習を行うことができる設備を併せて用いて行うこと（教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結路面教習を行うことができると認められる場合を除く。）。</p> <p>二 バス型の大型自動車、バス型の中型自動車又は普通自動車をを用いる場合にあっては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>	<p>一時限以上</p>
<p>身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通安全の確保について必要な知識</p>	<p>一 教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。</p> <p>二 大型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員（公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る。）が行うこと。</p> <p>三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。</p>	<p>一時限以上</p>

<p>一 この表において、教習時間は、一 教習時間につき五十分とする。</p> <p>二 教習は、バス型の大型自動車を運転することができる免許を現に受けている者に対し行うものとする。</p> <p>三 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。</p> <p>四 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、バス型の大型自動車をを用いて行うものと併せて行うものとする。</p> <p>五 夜間における旅客自動車の安全な運転に係る教習については、夜間における道路での教習が困難と認められる場合には、日没時に近接した時間に届出自動車教習所のコースその他の設備において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。</p> <p>六 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部であつて、眩惑等体験によるものについては、バス型の大型自動車及び運転シミュレーターを用いず、又はバス型の大型自動車をを用いて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。</p> <p>七 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、バス型の大型自動車、バス型の中型自動車又は普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。</p> <p>八 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通安全の確保について必要な知識に係る教習の一部については、バス型の中型自動車若しくは普通自動車をを用いて届出自動車教習所のコースその他の設備において行うこと又は教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて届出自動車教習所の建物において行うことができる。</p> <p>九 令第三十三條の五の三第一項第二号二又はホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。</p> <p>令第三十三條の五の三第四項第一号ハの規定による指定の基準（中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（中型二種）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型第二種免許又は中型第二種免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「中型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。</p> <p>イ 中型第二種免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者</p> <p>ロ 法第九十九條の三第四項第一号に該当する者（中型第二種免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型第二種免許に係るものを修了した者であつて、第二項第一号ロ（一）から（五）までのいずれにも該当しないもの</p> <p>二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。</p> <p>イ 教習課程（中型二種）に係る教習を行うために必要な数のバス型の中型自動車若しくは普通自動車（これらの自動車のうち、中型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。）又は運転シミュレーター</p>
<p>9</p>

ロ イに掲げるもののほか、教習課程（中型二種）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備
 三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能	バス型の中型自動車又は運転シミュレーターを用い、バス型の中型自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。 教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。	二時限以上
旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な知識 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能	バス型の中型自動車又は運転シミュレーターを用い、バス型の中型自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能	一 バス型の中型自動車、普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあつては、凍結路面教習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと（教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結路面教習を行うことができることを認められる場合を除く）。 二 バス型の中型自動車又は普通自動車をを用いる場合にあつては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通安全の確保についての必要な知識	バス型の中型自動車を用い、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うこと。	一時限以上
気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷	一 教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。	六時限以上

病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識

二 中型二種免許に係る届出自動車教習所指導員（公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る。）が行うこと。
 三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。

備考

一 この表において、教習時間は、一 教習時間につき五十分とする。
 二 教習は、バス型の中型自動車を運転することができる免許を現に受けている者に対し行うものとする。
 三 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。
 四 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、バス型の中型自動車をを用いて行うものとする。
 五 夜間における旅客自動車の安全な運転に係る教習については、夜間における道路での教習が困難と認められる場合には、日没時に近接した時間に届出自動車教習所のコースその他の設備において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。
 六 夜間における旅客自動車の安全な運転に係る教習の一部であつて、眩惑等体験によるものについては、バス型の中型自動車及び運転シミュレーターを用いず、又はバス型の中型自動車をを用いて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。
 七 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、バス型の中型自動車又は普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合があつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外において行うことができる。
 八 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通安全の確保について必要な知識に係る教習の一部については、バス型の大型自動車若しくは普通自動車をを用いて届出自動車教習所のコースその他の設備において行うこと又は教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて届出自動車教習所の建物において行うことができる。
 九 令第三十三條の五の三第一項第二号ニ又はホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。

10

令第三十三條の五の三第四項第一号ハの規定による指定の基準（普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（普通二種）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるのとおりとする。

一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「普通第二種免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。
 イ 普通第二種免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

口 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（普通第二種免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通第二種免許に係るものを修了した者であつて、第二項第一号ロ（1）から（5）までのいずれにも該当しないもの

二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 教習課程（普通二種）に係る教習を行うために必要な数の普通自動車（普通第二種免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることがができる装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。）又は運転シミュレーター

ロ イに掲げるもののほか、教習課程（普通二種）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄 (教習事項の区分)	第二欄 (教習方法)	第三欄 (教習時間)
旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能	普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。	二時限以上
旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能	普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能	一 普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、普通自動車を用いる場合にあつては、凍結路面教習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと（教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結路面教習を行うことができる）と認められる場合を除く。 二 普通自動車を用いる場合にあつては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通安全の確保について必要な知識	普通自動車を用い、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うこと。	一時限以上

気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識

一 教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。

二 普通第二種免許に係る届出自動車教習所指導員（公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る。）が行うこと。

三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。

六時限以上

備考

一 この表において、教習時間は、一教習時間につき五十分とする。

二 教習は、普通自動車を運転することができる免許を現に受けている者に対し行うものとする。

三 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。

四 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、普通自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。

五 夜間における旅客自動車の安全な運転に係る教習については、夜間における道路での教習が困難と認められる場合には、日没時に近接した時間に届出自動車教習所のコースその他の設備において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。

六 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部であつて、眩惑等体験によるものについては、普通自動車及び運転シミュレーターを用いず、又は普通自動車をを用いて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。

七 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。

八 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通安全の確保について必要な知識に係る教習の一部については、バス型の大型自動車若しくはバス型の中型自動車を用いて届出自動車教習所のコースその他の設備において行うこと又は教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて届出自動車教習所の建物において行うことができる。

九 令第三十三条の五の三第一項第二号ニ又はホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。

第二條

届出自動車教習所を設置し、又は管理する者は、令第三十三条の五の三第一項第一号ハ、第二項第一号ハ又は第四項第一号ハの規定による指定（以下この条、次条及び第四条において「指定」という。）を受けようとするときは、別記様式第一号の申請書を当該届出自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 届出自動車教習所を管理する者及び指定を受けようとする免許に係る届出自動車教習所指導員、準中型免許に係る届出自動車教習所指導員、普通免許に係る届出自動車教習所指導員、大型二輪免許に係る届出自動車教習所指導員、普通二輪免許に係る届出自動車教習所指導員、大型二輪免許に係る届出自動車教習所指導員、中型二輪免許に係る届出自動車教習所指導員又は普通二輪免許に係る届出自動車教習所指導員をいう。以下同じ。）の住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）及び履歴書

二 指定を受けようとする免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた届出自動車教習所指導員にあつては当該免許に係る法第九十九条の三第四項第一号に該当する者又は届出自動車教習所指導員研修課程を修了した者であることを証する書面及び前条第二項第一号ロ（一）から（五）までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

三 コースにおいて教習を行う場合にあつては、コースの敷地並びにコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面

四 建物その他の設備の状況を明らかにした図面

五 自動車及び運転シミュレーター一覽表

六 教材一覽表

七 教習事項、教習方法、教習時間等を定めた教習計画書

（指定書の交付）

第三条 公安委員会は、指定をしたときは、別記様式第二号の指定書を交付するものとする。

（変更の届出）

第四条 指定を受けた教習の課程（以下「指定教習課程」という。）に係る教習を行う届出自動車教習所（以下「特定届出自動車教習所」という。）を設置し、又は管理する者は、第二条第二項各号に掲げる書類の記載事項に変更があつたときは、速やかにその旨を当該指定をした公安委員会に届け出なければならない。

（終了証明書の発行）

第五条 特定届出自動車教習所は、指定教習課程を終了した者に対し、別記様式第三号の終了証明書（帳簿）を発行することができる。

第六条 特定届出自動車教習所は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 指定教習課程に係る教習を受けた者の住所、氏名、生年月日及び性別並びに当該指定教習課程の種類
 - 二 指定教習課程に係る教習事項及び当該教習事項について教習を行った年月日
 - 三 指定教習課程に従事した届出自動車教習所指導員の氏名
 - 四 指定教習課程に係る教習を受けた者が当該指定教習課程を終了した年月日
 - 五 特定届出自動車教習所は、前項の帳簿を当該指定教習課程に係る教習を行った日から五年間保存しなければならない。
- （電磁的方法による保存）
- 第六条の二 前条第一項各号に掲げる事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて同条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。
- 二 前項の規定による保存をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（報告又は資料の提出）

第七条 公安委員会は、この規則を施行するため必要な限度において、特定届出自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、当該特定届出自動車教習所の業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（指定の取消し等）

第八条 公安委員会は、特定届出自動車教習所について指定教習課程に係る免許に係る法第九十九条第一項の指定をしたとき、指定教習課程が第一条第二項から第十項までの基準（当該指定教習課程に係る免許に係るものに限り。）に適合しなくなつたと認めるとき、特定届出自動車教習所を設置し若しくは管理する者が第四条の規定に違反したとき、特定届出自動車教習所が第五条の規定に違反して終了証明書を発行し若しくは第六条の規定に違反したとき、又は特定届出自動車教習所を設置し若しくは管理する者が前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときは、その指定教習課程に係る指定を取り消すことができる。

二 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、別記様式第四号の指定取消通知書により通知するものとする。

附 則

この規則は、平成六年五月十日から施行する。

附 則 （平成八年八月六日国家公安委員会規則第八号）

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成七年法律第七十四号）の施行の日（平成八年九月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第一条第三項各号に掲げる基準に適合して指定を受けている二輪車教習課程は、改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（以下「新規則」という。）第一条第四項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた普通二輪車教習課程（次項において「指定普通二輪車教習課程」という。）とみなす。

3 当分の間、前項の規定により指定普通二輪車教習課程とみなされる二輪車教習課程を行う届出自動車教習所については、新規則第一条第四項第二号イ及び第三号の規定にかかわらず、運転シミュレーターを使用しないで、教習を行うことができるものとする。

附 則 （平成一〇年七月二九日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、平成十年八月一日から施行する。

附 則 （平成一二年一月二日国家公安委員会規則第一号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の犯罪被害者等給付金支給法施行規則、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、指定車両移動保管機関等に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則及び古物営業法施行規則に規定する様式による書面については、改正後の犯罪被害者等給付金支給法施行規則、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、指定車両移動保管機関等に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則及び古物営業法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

附 則（平成十三年二月二日国家公安委員会規則第一六号）抄
 この規則は、刑法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十八号）の施行の日（平成十三年十二月二十五日）から施行する。

附 則（平成十四年四月二十六日国家公安委員会規則第二三三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十四年六月一日から施行する。
（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第四条に規定する特定届出自動車教習所において同条に規定する指定教習課程を受けている者に係る教習において使用する設備及び教習方法に関する基準は、改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（次項において「新規則」という。）第一条第二項第二号及び第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 改正後の大型第二種免許又は普通第二種免許に係る路面が凍結の状態にあることその他の悪条件下における運転の危険性を踏まえた旅客自動車の安全な運転に必要な技能についての教習の教習方法に関する基準は、この規則の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、新規則第一条第五項第三号又は同条第六項第三号の規定にかかわらず、これらの規定に規定する方法に準じるものとして都道府県公安委員会が適当と認めるものとすることができる。

附 則（平成十六年二月三日国家公安委員会規則第二〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十七年三月一日から施行する。
（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（次項において「旧規則」という。）第一条第三項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた大型自動車二輪車免許に係る教習の課程を修了している者は、改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（次項において「新規則」という。）第一条第三項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた大型自動車二輪車免許に係る教習の課程を修了した者とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則第一条第四項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた普通自動車二輪車免許に係る教習の課程を修了した者とみなす。

附 則（平成十六年二月一〇日国家公安委員会規則第二二二号）

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成十八年二月二〇日国家公安委員会規則第二二二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第二条第二項第一号の改正規定（「住民票」の下に「（府令第九条の十六第六号の登録証明書を含む）」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。
（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（以下「旧規則」という。）第一条第二項各号に掲げる基準に適合して指定を受けている普通自動車免許に係る教習の課程は、改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（以下「新規則」という。）第一条第四項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた普通自動車免許に係る教習の課程とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則第一条第五項各号に掲げる基準に適合して指定を受けている大型自動車第二種免許に係る教習の課程は、新規則第一条第七項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた大型自動車第二種免許に係る教習の課程とみなす。

- 4 この規則の施行の際現に旧規則第一条第六項各号に掲げる基準に適合して指定を受けている普通自動車第二種免許に係る教習の課程は、新規則第一条第九項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた普通自動車第二種免許に係る教習の課程とみなす。

附 則（平成十九年六月四日国家公安委員会規則第一三三三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、刑法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月十二日）から施行する。
（経過措置）

- 2 この規則の施行前に道路交通法第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に関し刑法の一部を改正する法律による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一十一条第一項（刑法の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）の罪を犯した者に対する自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第七号）による改正後の指定講習機関に関する規則第五号第三号ハ、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第一条第二項第一号ロ（4）、交通安全活動推進センターに関する規則第六条第一項第二号及び運転免許取得者教育の認定に関する規則第二条第二号ハの規定の適用については、これらの規定中「第六条まで」とあるのは、「第六号までの罪、同法附則第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二若しくは第二百一十一条第二項（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の罪、刑法の一部を改正する法律（平成十九年法律第五十四号）による改正前の刑法第二百一十一条第一項（刑法の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）とする。

附 則（平成十九年八月二三日国家公安委員会規則第一九〇号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月十九日）から施行する。

附 則（平成二〇年五月二〇日国家公安委員会規則第八八号）

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十年六月一日）から施行する。

附 則（平成二十四年六月一八日国家公安委員会規則第七七号）

（施行期日）

第一条 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。
（経過措置）

第二条 この規則の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年一月二九日国家公安委員会規則第一号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二五年九月一日から施行する。

附 則（平成二五年一月一三日国家公安委員会規則第一四四号）

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二五年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二六年四月二五日国家公安委員会規則第七七号）抄

（施行期日）

1 この規則は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行の日（平成二六年五月二十日）から施行する。
（経過措置）

3 この規則の施行前に道路交通法第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の二又は第二百一一条第二項(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)の罪を犯した者(次項の規定による改正後の刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則(平成十九年国家公安委員会規則第十三号)附則第二項に規定する者を除く。)に対するこの規則による改正後の指定講習機関に関する規則第五条第三号ハ、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第一条第二項第一号ロ(4)、交通安全活動推進センターに関する規則第六条第一項第二号及び運転免許取得者教育の認定に関する規則第二条第一号ハの規定の適用については、これらの規定中「第六条まで」とあるのは、「第六条までの罪、同法附則第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の二若しくは第二百一一条第二項(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)」とする。

附則(平成二六年一〇月一七日国家公安委員会規則第一〇号)
この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二八年七月一五日国家公安委員会規則第一四号)

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号)附則第十一項第三号において「改正法」という。の施行の日(平成二十九年三月十二日)以下「改正法施行日」という。から施行する。ただし、附則第十一項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成二八年政令第二百五十八号)附則第六条第一項に規定する者に対する改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(以下「新規規則」という。)第一条第二項第三号の表の備考第十号及び同条第三項第三号の表の備考第十号の規定の適用については、これらの規定中「現に」とあるのは「現に準中型自動車免許」とする。

3 改正法施行日において現に改正前の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(以下「旧規則」という。)第一条第三項各号に掲げる基準に適合して指定を受けている中型自動車免許に係る教習の課程は、新規規則第一条第三項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた中型自動車免許に係る教習の課程とみなす。

4 改正法施行日において現に旧規則第一条第四項各号に掲げる基準に適合して指定を受けている普通自動車免許に係る教習の課程は、新規規則第一条第五項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた普通自動車免許に係る教習の課程とみなす。

5 改正法施行日において現に旧規則第一条第八項各号に掲げる基準に適合して指定を受けている中型自動車第二種免許に係る教習の課程は、新規規則第一条第九項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた中型自動車第二種免許に係る教習の課程とみなす。

6 改正法施行日において現に旧規則第一条第九項各号に掲げる基準に適合して指定を受けている普通自動車第二種免許に係る教習の課程は、新規規則第一条第十項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた普通自動車第二種免許に係る教習の課程とみなす。

7 改正法施行日において現に旧規則第一条第三項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で中型自動車免許に係るものを修了している者は、新規規則第一条第三項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で中型自動車免許に係るもの及び同条第四項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で準中型自動車免許に係るものを修了した者とみなす。

8 改正法施行日において現に旧規則第一条第四項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で普通自動車免許に係るものを修了している者は、新規規則第一条第五項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で普通自動車免許に係るものを修了した者とみなす。

9 改正法施行日において現に旧規則第一条第八項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で中型自動車第二種免許に係るものを修了している者は、新規規則第一条第九項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で中型自動車第二種免許に係るものを修了した者とみなす。

10 改正法施行日において現に旧規則第一条第九項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で普通自動車第二種免許に係るものを修了している者は、新規規則第一条第十項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で普通自動車第二種免許に係るものを修了した者とみなす。

11 附則第七項の規定により新規規則第三条第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で中型自動車免許に係るもの及び同条第四項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で準中型自動車免許に係るものを修了した者とみなされる者を届出自動車教習所指導員として選任している届出自動車教習所を管理する者は、これらの者に準中型自動車免許に係る教習の課程に従事させようとするときは、次の各号のいずれにも該当するものであって、都道府県公安委員会が指定する研修を受けさせなければならない。
一 研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県公安委員会が認める者が行う研修であること。
二 正当な理由なく受講を制限する研修でないこと。
三 改正法による改正後の道路交通法(昭和三十五年法律第五十五号)第八十四条第三項の準中型自動車に係る教習について必要な技能及び知識を習得することができる研修として都道府県公安委員会が認める研修であること。

附則(令和二年六月二二日国家公安委員会規則第三号)
(施行期日)
1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実

施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則の財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (令和二年六月二二日国家公安委員会規則第八号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(令和二年六月三十日)から施行する。

附 則 (令和二年二月二八日国家公安委員会規則第二三号)

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和四年二月一〇日国家公安委員会規則第九号)

(施行期日)

1 この規則は、道路交通法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和四年五月十三日。次項において「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

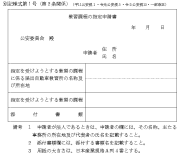
2 施行日前に交付された次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める書類とみなす。

- 一 第一条の規定による改正前の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(次号において「旧規則」という。)別記様式第二号の指定書 第一条の規定による改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(次号において「新規則」という。)別記様式第二号の指定書
- 二 旧規則別記様式第三号の終了証明書 新規則別記様式第三号の終了証明書

附 則 (令和四年九月一四日国家公安委員会規則第一六号)

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和四年十月一日)から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)



別記様式第2号(第3条関係)

別記様式第2号(第3条関係)

第 号	指 定 書
名 称	所在地
第1項第1号ハ 道路交通法施行令第33条の5の3 第2項第1号ハ 第4項第1号ハ	
所が行う教習の課程	の規定により、上記の届出自動車教習所を指定する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 教習課程(大型) 教習課程(中型) 教習課程(準中型) 教習課程(普通) 教習課程(普通二種) 教習課程(大型二種) 教習課程(中型二種) 教習課程(普通二種) </div>	年 月 日
公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号(第5条関係)

第 号		終 了 証 明 書										
写 真		住 所										
[押 出 し]		氏 名	年 月 日生									
[スタンプ]												
上記の者は、		年 月 日	第1項第1号ハ 第2項第1号ハの規 第4項第1号ハ									
定による指定を受けた教習の課程		<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td>教習課程(大型)</td></tr> <tr><td>教習課程(中型)</td></tr> <tr><td>教習課程(準中型)</td></tr> <tr><td>教習課程(普通)</td></tr> <tr><td>教習課程(大自二)</td></tr> <tr><td>教習課程(普自二)</td></tr> <tr><td>教習課程(大型二種)</td></tr> <tr><td>教習課程(中型二種)</td></tr> <tr><td>教習課程(普通二種)</td></tr> </table>	教習課程(大型)	教習課程(中型)	教習課程(準中型)	教習課程(普通)	教習課程(大自二)	教習課程(普自二)	教習課程(大型二種)	教習課程(中型二種)	教習課程(普通二種)	を終了した者であることを
教習課程(大型)												
教習課程(中型)												
教習課程(準中型)												
教習課程(普通)												
教習課程(大自二)												
教習課程(普自二)												
教習課程(大型二種)												
教習課程(中型二種)												
教習課程(普通二種)												
証明する。												
		年 月 日										
		所在地 名 称 管理者	[印]									

備考 1 写真は、終了前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号(第8条関係) (平6公安委8・全改、平14公安補13・平18公安補3・平28公安補14・令和公安補3・一部改正)

指 定 取 消 通 知 書										
年 月 日										
住 所										
殿										
	公安委員会 図									
下記の理由により、	の行 っ 教 習 の 課 程									
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td>教習課程(大型)</td></tr> <tr><td>教習課程(中型)</td></tr> <tr><td>教習課程(準中型)</td></tr> <tr><td>教習課程(普通)</td></tr> <tr><td>教習課程(大自二)</td></tr> <tr><td>教習課程(普自二)</td></tr> <tr><td>教習課程(大型二種)</td></tr> <tr><td>教習課程(中型二種)</td></tr> <tr><td>教習課程(普通二種)</td></tr> </table>	教習課程(大型)	教習課程(中型)	教習課程(準中型)	教習課程(普通)	教習課程(大自二)	教習課程(普自二)	教習課程(大型二種)	教習課程(中型二種)	教習課程(普通二種)	の指定を取り消したので通知します。
教習課程(大型)										
教習課程(中型)										
教習課程(準中型)										
教習課程(普通)										
教習課程(大自二)										
教習課程(普自二)										
教習課程(大型二種)										
教習課程(中型二種)										
教習課程(普通二種)										
指 定 番 号										
理 由										

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。